

高齢者の補聴器購入費を助成します

聴力機能の低下により、日常生活のコミュニケーションに支障のある中等度難聴の高齢者を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対 象 者

次の要件をすべて満たす方

- (1) 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方
- (2) 市内に住所を有する満65歳以上の方
- (3) 両耳それぞれの聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の方
(身体障害者福祉法に基づく聴覚障害の指定を受けた医師が作成した医師意見書が必要です。)
- (4) 補装具費の支給の対象とならない方
- (5) 市町村民税非課税の方又は生活保護世帯

助 成 額 及 び 条 件

補聴器本体（イヤモールド含む）購入費用として

- ※ 1人1回限り
- ※ 交付対象経費に1/2を乗じて得た額で、20,000円が上限です。
- ※ 台数に関わらず購入費用に対して助成します。
- ※ 受診費用、修理費等は対象となりません。
- ※ 交付決定通知の前に購入したものは対象となりません。

※手続きの流れは裏面

助成金支給までの流れ

① 対象者要件を確認(表面)

② 耳鼻咽喉科を受診する

都道府県知事が指定した医師に「医師意見書(様式第2号)」(以下(意見書)という。)を依頼してください。

※受診や意見書作成に係る費用は自己負担です。

「意見書・意見書」受取場所：障害者福祉課、各市民局(峰山を除く)、市ホームページ

③ 助成金交付申請書を提出する

提出書類：申請書(様式第1号)・意見書・補聴器の見積書

提出場所：障害者福祉課、各市民局(峰山を除く)

④ 市が交付決定通知書を送付する

助成決定者に「交付決定通知書」及び「助成金交付請求書」を送付します。

⑤ 補聴器を購入する

補聴器を購入し、業者から「領収書」を受け取る。

⑥ 助成金を請求する

提出書類：助成金交付請求書・領収書(原本)・通帳の写し

提出先：障害者福祉課、各市民局(峰山を除く)

助成金を指定口座へ振込みます。

【問い合わせ先】

京丹後市 健康長寿福祉部障害者福祉課

〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 691 番地

TEL：0772-69-0320 FAX：0772-62-1156